

# 第3次北杜市総合計画策定支援業務委託仕様書

※優先交渉権者決定後に仕様書の調整あり

## 1 業務の名称

第3次北杜市総合計画策定支援業務委託

## 2 業務の目的

北杜市総合計画は、本市の目指す将来都市像と、それを実現するための基本的施策を総合的かつ体系的に示すものであり、市政運営の指針、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものとして、行政計画における最上位の計画として位置づけており、現行の第2次北杜市総合計画（以下、「総合計画」という。）は、平成29（2017）年3月に10年間の計画として策定したものである。

しかしながら、今般の世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民生活は大きな影響を受け、その生活環境や社会経済、個人の価値観など大きく変化しており、デジタル化の遅れに対する迅速な対処や社会全体のDX（デジタル・トランスフォーメーション）への対応など本市を取り巻く情勢の変化に対応する必要がある。

これらの課題解決、急激な社会変化に対応するため、市の将来を担う若者などの多様な意見や「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す持続可能な開発目標「SDGs」の視点などを取り入れながら、必要な市民サービスを安定的に供給する持続可能な北杜市の実現に向けて、少子化・超高齢化に対する中長期的な視点と時代の変化に的確に対応する短期的な視点の両方を持ち合わせた市民の方々にとって身近に感じられる第3次北杜市総合計画（以下、「次期総合計画」という。）（「基本構想」＋「前期基本計画」）を策定する。

## 3 委託期間

契約締結の日の翌日から令和4（2022）年3月31日まで

## 4 契約金額の上限

8,735,000円（消費税及び地方消費税含む）

## 5 策定の基本条件

### （1）計画の構成及び期間

次期総合計画は、「基本構想」「基本計画」の2層構造とし、それぞれの策定趣旨、構成及び計画期間は次のとおりとする。

#### ア 基本構想

新型コロナウイルス感染症の影響や2040年頃にかけて迫り来る少子高齢化などを踏まえた10年後の市のあるべき姿を描き、その目標の達成を図るため、本市が持つ強みや潜在力を最大限に発揮した市政を推進するために必要となる中長期的な展望に立ったまちづくりの基本目標やその方向性（政策）等を示すもの。

【計画期間】 令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間

※計画策定期間（令和3年度）も計画期間に含める。

## イ 基本計画

総合計画等の検証や基礎調査等の分析を踏まえ、次期基本構想で示すまちづくりの方向性（政策）ごとの重要課題、重点プロジェクトを明確にし、政策を実現するための具体的な方策や対策、指標などで構成する。

【計画期間】 《前期》 令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間

※計画策定期間（令和3年度）も計画期間に含める。

※参考

《後期》 令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間

## （2）次期総合計画の策定に係る提案・助言

次期総合計画の策定にあたり、提案・助言を求める主な内容として次のことを想定している。

- ア 新型コロナウイルス感染症やデジタル社会・DX、2050年カーボンニュートラルがもたらす社会変化の予測と本市への影響
- イ 戦略性の高い計画（目標値や指標等の設定、評価方法など）
- ウ 計画の進捗管理の方法及び総合計画を中心とした行政計画、予算編成、組織編制、定数管理、人事評価等の行政経営ツールの連動の確保
- エ 市民及び若者から市民参画機会を創出し、効率的かつ効果的に意見聴取するための手法
- オ SDGsの視点の取入方法
- カ 第2次北杜市総合戦略（以下「総合戦略」という。）及び第5次北杜市行財政改革大綱・アクションプラン（以下「行革AP」という。）の一本化の方法

## 6 業務内容

次期総合計画の策定のため、概ね次の業務を行うものとする。なお、業務内容は次期総合計画策定に必要と思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案により調整することとする。

### （1）基礎調査等の実施・分析

#### ア 北杜市の現状、特性の整理・分析

- 本市の人口推移、産業、土地利用の状況等の現状の整理、分析
- 類似団体との比較分析による本市の強み、可能性、弱み、課題等の整理、分析
- 本市の個別に策定している計画等の整理及び次期総合計画への影響を分析
- ※ 市民意識については、総合戦略策定時に調査した「2019市民アンケート調査結果」など平成29年度以降に市が調査した市民アンケートを活用する。

## イ 社会経済動向等の整理・分析

- 社会情勢の変化を的確に捉え、データの収集及び整理を行うとともに、本市への影響等を分析
- 国や県、関係機関等の動向を把握し、本市への影響等を分析

## ウ 人口推計や財政フレーム等の検証・分析

- 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、目標年次における主要指標の予測・推計を行い、将来フレームとして設定する。

## エ 現行総合計画等の検証、分析、整理

- 現行の総合計画における取組や成果を振り返り、積み残し課題等を明らかにする。

## オ ポストコロナ時代における北杜市のあり方調査等

- 有識者等のヒアリングや客観的データを用いて各分野から多面的に国内外の社会変化と本市への影響を分析・整理
- 有識者等のヒアリング結果や客観的なデータを用いて各分野から多面的に分析し、現在の状況と照らして考えられる本市への課題を抽出・整理

## (2) 次期総合計画の策定・推進にあたっての市民参画に関する支援

### ア 北杜市総合計画審議会に関する支援

市の附属機関である北杜市総合計画審議会の運営支援

【内 容】資料作成、同会議への出席、会議の記録作成、意見等のとりまとめ等

【開催回数】5回程度

### イ 市民との意見交換会

市民と意見交換を行うために開催する意見交換会に係る支援業務。

【内 容】市民との意見交換会の企画提案、会議資料の作成、会議運営支援（ファシリテート含む）、とりまとめ等

【予定履行期間】令和3年9月～10月頃

【開催数等】2回（2テーマ×2日）、募集人数20名程度/回

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、人数を制限して実施する。

※会場については、市が確保する。

### ウ 活動団体・事業者ヒアリングに関する支援

市内活動団体及び事業者の代表者を対象に実施する、今後の計画推進に関するヒアリングの支援

【内 容】ヒアリング内容の提案、資料の作成、ヒアリングへの出席、とりまとめ等

【予定履行期間】令和3年9月～10月頃

【実施数】団体・事業者：各10団体程度

#### エ 若者との意見交換会（意見聴取）

若者の地域への関心向上や地域への定着・Uターン促進を目的として開催する若者との意見交換会の開催支援

【内 容】若者との意見交換会の企画提案、開催支援、とりまとめ等

【予定履行期間】令和3年9月頃

【開催数】1回

#### オ パブリックコメントに関する支援

次期総合計画（基本構想、前期基本計画）の素案に関するパブリックコメントの実施時における支援

【内 容】資料作成、意見のとりまとめ、意見反映の検討等

【予定履行期間】パブリックコメント 令和3年12月下旬～令和4年1月下旬

### （3） 計画策定に係る会議等に関する支援

#### ア 庁内検討会議に関する支援

庁内検討会議（プロジェクト会議、総合計画策定本部会議等）の運営支援

【内 容】プロジェクト会議；資料作成支援

策定本部会議；資料作成支援、会議への出席、とりまとめ等（5回程度）

#### イ 職員研修等の実施支援

計画策定を全庁的に連携して行うため、職員に対して計画策定に参画する動機付けや質の高い政策検討に資する研修の実施支援

【内 容】研修内容の提案、運営、とりまとめ等

【予定履行期間等】令和3年8月～9月（2回程度）

### （4） 総合戦略及び行革APの総合計画への統合化

#### ア 総合戦略の統合に関する支援

総合戦略を見直し、「まち・ひと・しごと創生」に特化し、戦略の根幹となる人口減少対策、地域産業の振興に関する重点課題、重点プロジェクトを体系化させたものを第3次総合計画（基本計画）に取り込み、統合するための支援

## イ 行革APの統合に関する支援

行革APを見直し、第3次総合計画の体系の下で実施される施策・事務事業を推進する中で、持続可能な行政経営の実現に向けた行財政改革の取組を体系化させたものを第3次総合計画（基本計画）に取り込み、統合するための支援

※ 総合戦略及び行革APの取り込みについては、基本計画に各々を章立てするイメージを考えている。

## (5) 次期総合計画書の骨子・素案作成に関する支援

次期総合計画の構成、骨子・素案の作成及び計画の進捗管理方法やその指標の設定・検証

【予定履行期間】 骨子案を令和3年7月下旬までに策定（9月議会全員協議会で報告予定）  
素案を令和3年11月上旬までに策定（12月議会全員協議会で報告）

## (6) 次期総合計画書の作成に関する支援

次期総合計画の計画書について、原稿を作成し、印刷・製本を行う。計画書の作成にあたっては、市民をはじめ多くの方に幅広く理解してもらうため、デザインやレイアウトなどを工夫するとともに、イラストや写真などを挿入することによって視覚的効果を高めるなど、よりわかりやすい計画書を作成すること。また、本編はじめに当該計画の概要版を作成し掲載する。

【予定履行期間】 最終案を令和4年2月中旬までに作成（3月議会に議案上程）  
完成版を令和4年3月末日までに提出

## 7 業務責任者（主任技術者）

業務責任者は、本業務に精通し、十分な経験と知識を有する者を配置する。

本業務の業務責任者は、受託者が提出した「第3次北杜市総合計画策定業務委託企画提案書」に記述した配置予定の業務責任者でなければならない。

配置する業務責任者は原則として変更することができない。なお、病休、死亡、退職等やむを得ない事由が生じた場合は、市の承諾のうえ、同等以上の技術者と変更することができる。

## 8 業務計画書の作成

(1) 受託者は契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、市に提出する。

(2) 業務計画書には、次の事項について記載する。

- ア 業務概要
- イ 実施方針
- ウ 業務工程
- エ 業務実施体制
- オ 打合せ計画
- カ 使用する主な資料等

キ 緊急時を含む連絡体制

ク その他必要とするもの

(3) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ理由を明らかにしたうえで、市の承諾を得なければならない。また、承諾を得た後、速やかに変更業務計画書を提出するものとする。

## 9 資料の貸与

受託者に対し、業務の遂行上必要とされる資料等を貸与するが、本業務の完了後は速やかに返却すること。なお、貸与する資料等について、受託者はその重要性を十分に認識したうえで、破損、紛失等のないように取扱い、管理すること。その他業務の遂行上必要な資料については、受託者の責任と負担において収集すること。

## 10 成果品

成果品の仕様、数量等については次のとおりとする。

・ 基礎調査報告書	1部	A4判
・ 各種会議等に関する報告書等	1部	A4判
・ 業務報告書	1部	A4判
・ 次期総合計画書（ワイド印刷、両面刷り）	50部	A4判 カラー 100頁程度
・ 各種原稿データ	1式	DVD-R
・ その他本業務により収集した資料	1式	A4判

上記の提出図書作成において、以下のことに留意すること。

(ア) 電子データは、Microsoft社製の Word2010、Excel2010及びPowerPoint2010において何の変換もせず開くことの出来るものとする。

(イ) 外字は極力使用しないものとするが、やむを得ず使用する場合は市の承認を得て使用すること。

(ウ) DVD-Rのケース及び本体に委託業務名等を明記すること。

## 11 完了検査

受託者は、本業務の完了後、定められた形式の成果品を速やかに提出し、管理技術者の立会いのうえ、市の検査を受けなければならない。

業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。

## 12 成果品の管理及び帰属

本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、すべて市に帰属するものとし、市の承諾を受けずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

### 13 守秘義務

受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする

受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を受託者の役員又は従業員であっても、本業務を履行するために知る必要のある者以外の者に漏えい又は開示をしてはならない。

### 14 疑義の協議

仕様書等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合、その都度、市と受託者が協議のうえ、市の指示に従うものとする。

### 15 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たっては、市担当者との十分な協議を行い、その意図や目的を理解したうえで、適切な実施体制人員配置の下で誠実に履行すること。
- (2) 業務中に生じた諸事故並びに市及び第三者に与えた損害に対しては、市担当者の指示に従い、受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関係法令等を遵守すること。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたって新型コロナウイルス感染症対策を講じること。